



山形県公報

平成18年9月29日(金)
第1780号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                               |         |      |
|---------------------------------------------------------------|---------|------|
| 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....                                | (人 事 課) | 1246 |
| 山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....                                      | ( 同 )   | 同    |
| 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....                                  | ( 同 )   | 1247 |
| 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....                           | ( 同 )   | 同    |
| 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する<br>条例施行規則の一部を改正する規則..... | (情報企画課) | 同    |
| 山形県立ふれあいの家条例施行規則.....                                         | (障害福祉課) | 1248 |
| 山形県身体障害者更正援護施設条例施行規則の一部を改正する規則.....                           | ( 同 )   | 1252 |
| 山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....                              | (建築住宅課) | 1253 |

### 訓 令

|                                    |         |   |
|------------------------------------|---------|---|
| 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... | (人 事 課) | 同 |
|------------------------------------|---------|---|

### 告 示

|                                                       |                  |      |
|-------------------------------------------------------|------------------|------|
| 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の<br>一部改正..... | (総 務 課)          | 1255 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....                      | (最上総合支庁福祉課)      | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                                    | (庄内総合支庁農村計画課)    | 同    |
| 同.....                                                | ( 同 )            | 同    |
| 土地改良区の管理規程の認可.....                                    | ( 同 )            | 1256 |
| 同.....                                                | ( 同 )            | 同    |
| 土地改良区連合の解散.....                                       | ( 同 )            | 同    |
| 民有保安林の指定の解除.....                                      | (森 林 課)          | 同    |
| 土地区画整理組合の理事の退任の届出.....                                | (都市計画課)          | 1257 |
| 土地区画整理組合の理事の就任の届出.....                                | ( 同 )            | 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....                         | ( 同 )            | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                         | (村山総合支庁北村山総務建築課) | 同    |
| 県道の供用の開始.....                                         | ( 同 )            | 1258 |
| 同.....                                                | (最上総合支庁建設総務課)    | 同    |
| 山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程.....                  | (建築住宅課)          | 同    |
| 平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の一部改正.....           | ( 同 )            | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....                      | (出 納 局)          | 1259 |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....                                 | ( 同 )            | 同    |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 指定講習機関の名称等変更の届出.....  | 1260 |
| 同.....                | 同    |
| 運転免許取得者教育認定変更の届出..... | 同    |

同 .....1261

労働委員会関係

告 示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示..... 同

病院事業局関係

規 程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表.....（人事課）...1263

大規模小売店舗の新設の届出.....（商業経済交流課）...1287

県営住宅入居者の一般公募.....（村山総合支庁建築課）...1288

同 .....（庄内総合支庁建築課）...1290

正 誤

規 則

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第98号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県労働委員会事務局組織規則（昭和27年10月県規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 課長の宿日直勤務命令に関すること

別表課長専決事項の欄中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 所属職員の宿日直勤務命令に関すること

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第99号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号中夕をレとし、ヨの次に次のように加える。

夕 配偶者からの暴力に関する相談及び指導、被害者への情報提供等に関すること（福祉課に限る。）

第44条の5中「第26条」を「第51条」に改める。

第95条第2号中「第17条の3第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項及び第4項」を「第18条第2項」に改める。

第199条の表山形県精神医療審査会の項中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第44条の5の改正規定は公布の日から、第199条の改正規定は同年12月23日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第100号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第10項中 「山形市城南町一丁目16番1号」 を 「山形市城南町一丁目1番1号」 に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第101号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「及び身体障害者更生施設支援」を「、同条第11項に規定する施設入所支援及び同条第13項に規定する自立訓練並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第5項に規定する盲ろうあ児施設支援及び同条第6項に規定する肢体不自由児施設支援」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例(昭和24年5月県条例第29号)による次の事項

イ 第3条の規定による免除に関すること

第5条の3第1号中「短期入所」を「短期入所及び児童福祉法第7条第3項に規定する知的障害児施設支援」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第102号

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)」を「第89条第3項及び第97条」

|                             |               |       |
|-----------------------------|---------------|-------|
| 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)     | 第89条第3項及び第97条 | に改める。 |
| 山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号) | 第23条          |       |

|       |             |                             |   |
|-------|-------------|-----------------------------|---|
| 別表第4中 | 山形県環境影響評価条例 | 第5条、第13条1項、第20条第2項及び第34条第1項 | を |
|-------|-------------|-----------------------------|---|

|             |                             |       |
|-------------|-----------------------------|-------|
| 山形県環境影響評価条例 | 第5条、第13条1項、第20条第2項及び第34条第1項 | に改める。 |
| 山形県産業廃棄物税条例 | 第23条                        |       |

## 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

山形県立ふれあいの家条例施行規則をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第103号

## 山形県立ふれあいの家条例施行規則

## （趣旨）

第1条 この規則は、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定員）

第2条 山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）の定員は、20人とする。

## （利用の許可の申請）

第3条 条例第2条第1項に規定する許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

## （利用の手続）

第4条 条例第5条第1項に規定する手続は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第2号による誓約書を知事に提出することとする。

2 前項の誓約書には、条例第6条に規定する連帯保証人が連署し、当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

## （使用料の決定）

第5条 条例第10条第2項の規定による使用料の額の決定を受けるため、ふれあいの家の利用者は、別記様式第3号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている場合には、その事実を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、使用料の額を決定したときは、使用料決定通知書を当該利用者に交付するものとする。

## （使用料の免除）

第6条 条例第10条第3項の規定による使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 知事は、使用料の全部又は一部の免除を決定したときは、使用料免除決定通知書を当該使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者に交付するものとする。

## （日割計算による使用料の額）

第7条 条例第10条第2項の規定により日割計算による場合の使用料の額は、同項各号に規定する使用料の額（同条第3項の規定によりその全部又は一部を免除した場合は、当該免除額を控除した額）に12を乗じて得た額に、同条第2項ただし書に規定する場合に係る月におけるふれあいの家の利用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）とする。

## （利用終了の届出）

第8条 利用者は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、ふれあいの家の利用を終了しよ

うとするときは、ふれあいの家の利用を終了しようとする日の10日前までに別記様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第9条 条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、この規則に定めるもののほか、ふれあいの家の管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所

（郵便番号 ）

氏 名

印

（電話番号 ）

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

### 山形県立ふれあいの家利用許可申請書

山形県立ふれあいの家条例第2条第1項の規定により、次のとおり山形県立ふれあいの家を利用したいので申請します。

|                  |   |    |       |   |   |   |
|------------------|---|----|-------|---|---|---|
| 身体障害者手帳          | 第 | 県号 | 交付年月日 | 年 | 月 | 日 |
|                  |   |    | 等 級   | 級 |   |   |
| 障 害 名            |   |    |       |   |   |   |
| 現在の生活の状況及び入居後の予定 |   |    |       |   |   |   |

備考 「現在の生活の状況及び入居後の予定」の欄には、現在及び入居後の住居、就労等の状況を具体的に記入すること。

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

利用決定者

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

生年月日

本人との続柄

（電話番号

）

誓

約

書

利用決定者は、利用許可があった山形県立ふれあいの家を利用するにあたり、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）及び山形県立ふれあいの家条例施行規則（平成18年9月県規則第103号）を遵守することを誓約し、連帯保証人は、利用決定者の債務の履行について利用決定者と連帯して責任を負うことを誓約し、その証として利用決定者、連帯保証人連署の上、本誓約書を提出します。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名

印

## 山形県立ふれあいの家使用料に係る収入状況報告書

山形県立ふれあいの家条例施行規則第5条の規定により、使用料の額の決定を受けるため、下記のとおり収入状況を報告します。

記

収入状況調書（ 年分）

| 種 類              |         | 金 額（年額） | 備 考 |
|------------------|---------|---------|-----|
| 収<br>入           | 給与等収入   | 円       |     |
|                  | 恩給・年金収入 | 円       |     |
|                  | 授産工賃収入  | 円       |     |
|                  |         | 円       |     |
|                  |         | 円       |     |
|                  | 計（A）    | 円       |     |
| 必<br>要<br>経<br>費 | 所得税等の租税 | 円       |     |
|                  | 社会保険料等  | 円       |     |
|                  | 日用品費    | 円       |     |
|                  | 医 療 費   | 円       |     |
|                  |         | 円       |     |
|                  |         | 円       |     |
|                  | 計（B）    | 円       |     |
| 差 引 額（A）-（B）     |         | 円       |     |

（注） 収入額及び必要経費の額を確認できる書類を添付すること。

## 様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名

印

## 山形県立ふれあいの家使用料免除申請書

山形県立ふれあいの家条例第10条第3項の規定により、下記のとおり山形県立ふれあいの家の使用料の免除を受けたいので申請します。

## 記

- 1 免除を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 2 申請の理由

## 様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名

印

## 山形県立ふれあいの家利用終了届出書

下記のとおり山形県立ふれあいの家の利用を終了するので、山形県立ふれあいの家条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

## 記

- 1 利用終了年月日 年 月 日
- 2 転居先
  - (1) 住 所
  - (2) 連絡先(電話番号)

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第104号

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則(昭和53年5月県規則第30号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

山形県立点字図書館条例施行規則

第1条中「山形県身体障害者更生援護施設条例」を「山形県立点字図書館条例」に改める。

第2条から第7条までを削る。

第8条中「図書館」を「点字図書館」に、「第11条」を「第2条」に改め、同条を第2条とする。

第9条中「図書館」を「点字図書館」に、「第11条」を「第2条」に改め、同条を第3条とする。

第10条中「図書館」を「点字図書館」に改め、同条を第4条とする。

第11条を削る。

別記様式を削る。

## 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第105号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

|     |               |    |     |   |
|-----|---------------|----|-----|---|
| 別表中 | 特定優良賃貸桜田西アパート | 14 | 山形市 | を |
|     | 特定優良賃貸緑町アパート  | 18 | 山形市 |   |

|              |    |     |       |
|--------------|----|-----|-------|
| 特定優良賃貸緑町アパート | 18 | 山形市 | に改める。 |
|--------------|----|-----|-------|

## 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

## 訓 令

## 山形県訓令第19号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の項障害福祉課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄第3項中「第3項」を「第6項」に、「精神病院」を「精神科病院」に改め、同課の項社会福祉法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

別表第3総務企画部の項総務課の項消防組織法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第18条の2」を「第29条」に改め、同表保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 第24条の15第1項の規定による指定施設設置者等に対する報告の徴収等に関すること。
- 2 第24条の16第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 第24条の15第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第5項を第8項とし、第1項から第4項までを3項ずつ繰り下げ、同欄に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること。
- 2 第24条の13の規定による届出の受理に関すること。
- 3 第24条の14の規定による届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項を

削り、同欄第2項中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同項を同欄第1項とし、同欄中第3項を第2項とし、同課の項身体障害者福祉法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項から第3項までを削り、第4項を第1項とし、同課の項社会福祉法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」を「及び障害者支援施設」に改め、同欄第3項及び第4項中「軽費老人ホーム」を「軽費老人ホーム、障害者支援施設」に改め、同課の項知的障害者福祉法に関する事。の項を削り、同課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第48条第1項」を「第48条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄に次の2項を加える。

4 第81条第1項の規定による報告の徴収等に関する事。

5 第85条第1項の規定による報告の徴収等に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「及び第81条第2項」を「、第81条第2項及び第85条第2項」に改め、同課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設」に改め、同欄第3項を同欄第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第39条第1項の規定による指定の変更に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項を同欄第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 第32条第1項の規定による指定相談支援事業者の指定に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

6 第47条の規定による届出の受理に関する事。

7 第79条の規定による届出の受理に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健予防課の項児童福祉法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第21条の9第1項」を「第20条第1項」に改め、同欄第3項中「第8項」を「第7項」に改め、同表建設部の項建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項宅地造成等規制法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第12条」を「第13条」に改める。

別表第4第3号の表（児童相談所長の専決事項）の項第1項を次のように改める。

1 児童福祉法に関する事のうち次に掲げる事項

- (1) 第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給に関する事。
- (2) 第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消しに関する事。
- (3) 第24条の5の規定による認定に関する事。
- (4) 第24条の6第1項の規定による高額障害児施設給付費の支給に関する事。
- (5) 第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事。
- (6) 第24条の20第1項の規定による障害児施設医療費の支給に関する事。
- (7) 第47条第1項の規定による許可に関する事。
- (8) 第57条の2第1項の規定による徴収に関する事。
- (9) 第57条の3の規定による報告の徴収等に関する事。
- (10) 第57条の4の規定による報告の徴収等に関する事。
- (11) 第63条の3の2第1項及び第2項の規定による申請の受理等に関する事。

#### 附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。ただし、別表第3総務企画部の項総務課の項消防組織法に関する事。の項の改正規定は公布の日から、同表建設部の項建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項宅地造成等規制法に関する事。の項の改正規定は同年9月30日から、別表第2健康福祉部の項障害福祉課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事。の項部長専決事項の欄第3項の改正規定（「精神病院」を「精神科病院」に改める部分に限る。）は同年12月23日から施行する。

# 告 示

## 山形県告示第899号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験から適用する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

「 総合得点、大学入試センター試験の科目別得点及び順位 」 を 「 総合得点、大学入試センター試験の科目別得点、個別学力検査等の科目別得点及び順位 」 に改める。

## 山形県告示第900号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地        | 障 害 福 祉 サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|--------------------|-----------------|------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市大字飛田241番地 | ポラリス<br>新庄市本町6番11号 | 共同生活援助          | 平成18. 9.15 |

## 山形県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成18年9月29日

## 山形県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日  
平成18年9月19日

## 山形県告示第903号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 管理規程の名称  
庄内赤川土地改良区熊出堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要  
熊出堰頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
平成18年9月29日

## 山形県告示第904号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 管理規程の名称  
庄内赤川土地改良区大鳥ダム管理規程
- 4 管理規程の概要  
大鳥ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
平成18年9月29日

## 山形県告示第905号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第67条第1項第1号の規定により、土地改良区連合が次のとおり解散した。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区連合の名称  
赤川土地改良区連合
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町5番30号
- 3 解散年月日  
平成18年9月29日

## 山形県告示第906号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西村山郡大江町大字小見字大山775-1、804-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備兼公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第907号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

住 所 氏 名  
寒河江市丸内二丁目7番41号 亀山文太郎

#### 山形県告示第908号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、寒河江市木の下土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

住 所 氏 名  
寒河江市丸内三丁目6番11号 井上芳光

#### 山形県告示第909号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき三川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 三川都市計画下水道
  - (2) 名称 三川町公共下水道及び押切新田下水路
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

#### 山形県告示第910号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年9月29日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長      |
|--------------------------------|---|------|------------------|---------|
| 東根市温泉町三丁目4939番から<br>同 4923番2まで |   | 旧    | 18.0メートル<br>7.5  | 189メートル |
| 同                              | 上 | 新    | 28.3メートル<br>13.2 | 同上      |

山形県告示第911号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年9月29日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市温泉町三丁目4939番から  
同 4923番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年9月29日

山形県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月29日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 赤坂真室川線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字昭和字昭和797番2から  
同 788番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年9月29日

山形県告示第913号

山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程

山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成13年10月県告示第850号）の一部を次のように改正する。

第2条中「山形市城南町一丁目16番1号」を「山形市城南町一丁目1番1号」に改める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

山形県告示第914号

平成15年10月県告示第924号（山形県特定優良賃貸住宅の家賃等）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

|                        |       |                   |       |        |     |        |
|------------------------|-------|-------------------|-------|--------|-----|--------|
| 「特定優良賃貸<br>桜田西アパー<br>ト | 平成8年度 | 山形市桜田西二<br>丁目9番3号 | 65.74 | 81,000 | (1) | 54,200 |
|                        |       |                   |       |        | (2) | 79,500 |
|                        |       |                   |       |        | (3) | 81,000 |
|                        |       |                   | 66.10 | 82,000 | (1) | 54,800 |
|                        |       |                   |       |        | (2) | 80,400 |

|                   |       |               |       |        |             |       |
|-------------------|-------|---------------|-------|--------|-------------|-------|
|                   |       |               |       |        | (3) 82,000  |       |
|                   |       |               | 66.26 | 82,000 | (1) 54,800  |       |
|                   |       |               |       |        | (2) 80,400  |       |
|                   |       |               |       |        | (3) 82,000  |       |
|                   |       | 山形市桜田西二丁目9番2号 | 68.50 | 84,000 | (1) 56,700  | を     |
|                   |       |               |       |        | (2) 83,100  |       |
|                   |       |               |       |        | (3) 84,000  |       |
|                   |       |               | 68.75 | 84,500 | (1) 56,700  |       |
|                   |       |               |       |        | (2) 83,100  |       |
|                   |       |               |       |        | (3) 84,500  |       |
| 特定優良賃貸<br>緑町アパート  | "     | 山形市緑町二丁目7番10号 | 72.77 | 94,100 | (1) 60,400  |       |
|                   |       |               |       |        | (2) 88,600  |       |
|                   |       |               |       |        | (3) 94,100」 |       |
| 「特定優良賃貸<br>緑町アパート | 平成8年度 | 山形市緑町二丁目7番10号 | 72.77 | 94,100 | (1) 60,400  | に改める。 |
|                   |       |               |       |        | (2) 88,600  |       |
|                   |       |               |       |        | (3) 94,100」 |       |

山形県告示第915号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 城南町一丁目16番1号 」 を 「 城南町一丁目1番1号 」 に改める。

別表第5中 「 城南町一丁目4番10号 」 を 「 城南町二丁目7番2号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

山形県告示第916号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県知事 齋藤 弘

| 氏 名                    | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日  |
|------------------------|---------------|------------|------------|
| 有限会社大沼商店<br>代表取締役 大沼米治 | 山形市松波二丁目6番11号 | 同 左        | 平成18. 9.30 |

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第9号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社楯岡自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前         | 変 更 後           |
|-------------|---------------|-----------------|
| 業務を行う事務所の名称 | 楯 岡 自 動 車 学 校 | さくらんぼドライビングスクール |

#### 山形県公安委員会告示第10号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社吾妻自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前                 | 変 更 後                   |
|-------------|-----------------------|-------------------------|
| 名 称         | 株 式 会 社 吾 妻 自 動 車 学 校 | 株 式 会 社 米 沢 自 動 車 学 校   |
| 業務を行う事務所の名称 | 吾 妻 自 動 車 学 校         | 米 沢 ド ラ イ ビ ン グ ス ク ー ル |

#### 山形県公安委員会告示第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社楯岡自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項             | 変 更 前         | 変 更 後           |
|---------------------|---------------|-----------------|
| 運転免許取得者教育に使用する施設の名称 | 楯 岡 自 動 車 学 校 | さくらんぼドライビングスクール |

## 山形県公安委員会告示第12号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年9月29日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

- 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社吾妻自動車学校
- 変更内容

| 変更に係る事項             | 変更前         | 変更後          |
|---------------------|-------------|--------------|
| 名称                  | 株式会社吾妻自動車学校 | 株式会社米沢自動車学校  |
| 運転免許取得者教育に使用する施設の名称 | 吾妻自動車学校     | 米沢ドライビングスクール |

## 労働委員会関係

### 告 示

## 山形県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成18年9月12日認定した。

なお、平成17年9月30日山形県労働委員会告示第3号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成18年9月29日

山形県労働委員会

会長 濱田 宗一

- 地方公営企業等の名称  
山形市が経営する水道事業及び簡易水道事業
- 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤務箇所   | 労働組合法第2条第1号に規定する者                                          |
|--------|------------------------------------------------------------|
| 山形市水道部 | 部長、課長、検査室長、総括主幹、総務課課長補佐、経営企画課課長補佐、見崎浄水場長、総務課職員係長、経営企画課経理係長 |

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第9号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月29日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を改正する。

本則の表長期入院料の項中「選定療養及び特定療養に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「選定療養等に係る告示」という。）第3号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「保険外併用療養費に係る告示」という。）第8号」に改め、同表中

|                                           |  |                                       |       |         |   |
|-------------------------------------------|--|---------------------------------------|-------|---------|---|
|                                           |  | 局部義歯                                  | 1床につき | 42,000円 | を |
|                                           |  | 局部義歯                                  | 1床につき | 42,000円 |   |
| 診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療（選定療養に該当するものに限る。） |  | 診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.05を乗じて得た額 |       |         | に |

改める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

## 公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成17年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

#### (1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度から「山形県行財政改革大綱」に基づき、また平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

#### イ 職員数の状況

各年4月1日現在（人）

（人）

| 区 分          | 平成16年度 | 平成17年度 | 増 減 | （参考）   |             |
|--------------|--------|--------|-----|--------|-------------|
|              |        |        |     | 平成10年度 | 17年度 - 10年度 |
| 知事部局         | 7,545  | 7,476  | 69  | 7,898  | 422         |
| 一般会計         | 4,903  | 4,839  | 64  | 5,229  | 390         |
| 企業特別会計       | 176    | 173    | 3   | 186    | 13          |
| 病院事業特別会計     | 2,466  | 2,464  | 2   | 2,483  | 19          |
| 議会事務局        | 32     | 32     | 0   | 33     | 1           |
| 選挙管理委員会事務局   | 4      | 4      | 0   | 4      | 0           |
| 監査委員事務局      | 16     | 16     | 0   | 16     | 0           |
| 人事委員会事務局     | 16     | 16     | 0   | 16     | 0           |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 1      | 1      | 0   | 2      | 1           |
| 警察本部         | 2,297  | 2,307  | 10  | 2,247  | 60          |
| 警察官          | 1,937  | 1,947  | 10  | 1,867  | 80          |
| その他          | 360    | 360    | 0   | 380    | 20          |
| 教育委員会        | 12,000 | 11,886 | 114 | 12,482 | 596         |
| 教育庁          | 301    | 297    | 4   | 338    | 41          |
| 小・中学校        | 8,023  | 7,944  | 79  | 8,331  | 387         |
| 盲・聾学校        | 226    | 227    | 1   | 229    | 2           |
| 養護学校         | 627    | 632    | 5   | 557    | 75          |
| 高等学校         | 2,823  | 2,786  | 37  | 3,027  | 241         |
| 合 計          | 21,911 | 21,738 | 173 | 22,698 | 960         |

（注）企業管理者、病院事業管理者を除きます。

#### ロ 採用者数の状況

（人）

| 区 分          | 平成16年度 | 平成17年度 | 増 減 |
|--------------|--------|--------|-----|
| 知事部局         | 174    | 193    | 19  |
| 一般会計         | 86     | 97     | 11  |
| 企業特別会計       | 2      | 2      | 0   |
| 病院事業特別会計     | 86     | 94     | 8   |
| 議会事務局        | 0      | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局   | 0      | 0      | 0   |
| 監査委員事務局      | 0      | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局     | 0      | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 0      | 0      | 0   |

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 警察本部  | 86  | 85  | 1  |
| 警察官   | 78  | 75  | 3  |
| その他   | 8   | 10  | 2  |
| 教育委員会 | 176 | 124 | 52 |
| 教育庁   | 2   | 4   | 2  |
| 小・中学校 | 124 | 77  | 47 |
| 盲・聾学校 | 2   | 4   | 2  |
| 養護学校  | 6   | 7   | 1  |
| 高等学校  | 42  | 32  | 10 |
| 合 計   | 436 | 402 | 34 |

(注) 再任用職員を除きます。

## 八 退職者数の状況 (人)

| 区 分          | 平成16年度 | 平成17年度 | 増 減 |
|--------------|--------|--------|-----|
| 知事部局         | 300    | 271    | 29  |
| 一般会計         | 185    | 155    | 30  |
| 企業特別会計       | 8      | 3      | 5   |
| 病院事業特別会計     | 107    | 113    | 6   |
| 議会事務局        | 0      | 1      | 1   |
| 選挙管理委員会事務局   | 0      | 0      | 0   |
| 監査委員事務局      | 0      | 1      | 1   |
| 人事委員会事務局     | 0      | 2      | 2   |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 0      | 0      | 0   |
| 警察本部         | 64     | 59     | 5   |
| 警察官          | 56     | 48     | 8   |
| その他          | 8      | 11     | 3   |
| 教育委員会        | 235    | 249    | 14  |
| 教育庁          | 12     | 7      | 5   |
| 小・中学校        | 113    | 147    | 34  |
| 盲・聾学校        | 4      | 8      | 4   |
| 養護学校         | 9      | 10     | 1   |
| 高等学校         | 97     | 77     | 20  |
| 合 計          | 599    | 583    | 16  |

## 二 再任用者数の状況 (人)

| 区 分          | 平成16年度 |     | 平成17年度 |     |
|--------------|--------|-----|--------|-----|
|              | フルタイム  | 短時間 | フルタイム  | 短時間 |
| 知事部局         | 18     | 2   | 34     | 1   |
| 一般会計         | 17     | 2   | 32     | 1   |
| 企業特別会計       | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 病院事業特別会計     | 1      | 0   | 2      | 0   |
| 議会事務局        | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局   | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 監査委員事務局      | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局     | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 0      | 0   | 1      | 0   |
| 警察本部         | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 警察官          | 0      | 0   | 0      | 0   |
| その他          | 0      | 0   | 0      | 0   |

|       |    |    |    |    |
|-------|----|----|----|----|
| 教育委員会 | 37 | 8  | 42 | 11 |
| 教育庁   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 小・中学校 | 4  | 0  | 5  | 0  |
| 盲・聾学校 | 3  | 0  | 4  | 0  |
| 養護学校  | 1  | 0  | 0  | 0  |
| 高等学校  | 29 | 8  | 33 | 11 |
| 合 計   | 55 | 10 | 77 | 12 |

## (2) 職員の給与の状況

## イ 人件費の決算額の状況（平成17年度）

## (1) 普通会計（注2）決算

| 歳出額（A）      | 実質収支      | 人件費（B）      | 人件費率<br>（B/A） | 前年度の<br>人件費率 |
|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 千円          | 千円        | 千円          | %             | %            |
| 588,924,880 | 3,872,048 | 175,247,410 | 29.8          | 29.4         |

## (ロ) 企業特別会計（注3）決算

| 歳出額       |             |
|-----------|-------------|
| 千円        | うち人件費<br>千円 |
| 7,555,480 | 1,543,340   |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 歳出額        |             |
|------------|-------------|
| 千円         | うち人件費<br>千円 |
| 40,857,248 | 24,646,077  |

（注）1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 普通会計とは、一般会計と企業会計以外の特別会計を合算して、会計間のお金のやりとりを控除したものをいいます。

3 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、水道事業、資産運用事業及び駐車場事業の各特別会計を合わせたものをいいます。

## ロ 職員給与費の状況（平成18年度当初予算）

## (1) 普通会計予算

| 職員数        | 給 与 費      |            |            |             | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------------|
|            | 給 料        | 職員手当       | 期末・勤勉手当    | 計           |                   |
| 人          | 千円         | 千円         | 千円         | 千円          | 千円                |
| 18,521(12) | 83,596,698 | 14,327,895 | 34,138,075 | 132,062,668 | 7,131             |

## (ロ) 企業特別会計予算

| 職員数 | 給 与 費   |         |         |           | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-----|---------|---------|---------|-----------|-------------------|
|     | 給 料     | 職員手当    | 期末・勤勉手当 | 計         |                   |
| 人   | 千円      | 千円      | 千円      | 千円        | 千円                |
| 170 | 698,484 | 189,911 | 287,555 | 1,175,950 | 6,917             |

## (八) 病院事業特別会計予算

| 職員数   | 給 与 費      |           |           |            | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-------|------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
|       | 給 料        | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計          |                   |
| 人     | 千円         | 千円        | 千円        | 千円         | 千円                |
| 2,453 | 10,701,815 | 4,077,576 | 4,314,367 | 19,093,758 | 7,784             |

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。  
 2 給与費は、当初予算に計上された額です。  
 3 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## 八 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢(平成17年4月1日現在)

| 区 分              | 給料月額      | 年 齢   |
|------------------|-----------|-------|
|                  | 給与月額      |       |
| 一 般<br>行 政 職     | 364,807 円 | 歳 月   |
|                  | 434,517 円 | 42 8  |
| 警 察 職            | 380,123 円 | 歳 月   |
|                  | 517,948 円 | 43 6  |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 395,483 円 | 歳 月   |
|                  | 445,856 円 | 42 8  |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 400,513 円 | 歳 月   |
|                  | 447,243 円 | 43 0  |
| 技 能<br>労 務 職     | 335,030 円 | 歳 月   |
|                  | 373,765 円 | 41 10 |

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

## 二 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額(平成17年4月1日現在)

| 区 分              |     | 経験年数      | 経験年数      | 経験年数      |
|------------------|-----|-----------|-----------|-----------|
|                  |     | 10年       | 15年       | 20年       |
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 284,348 円 | 359,628 円 | 410,762 円 |
|                  | 高 卒 | 221,764 円 | 287,589 円 | 348,956 円 |
| 警 察 職            | 大 卒 | 300,564 円 | 340,883 円 | 398,900 円 |
|                  | 高 卒 | 258,567 円 | 312,208 円 | 360,003 円 |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 327,512 円 | 387,548 円 | 416,430 円 |
|                  | 高 卒 | 244,548 円 | 286,272 円 | - 円       |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 321,857 円 | 381,516 円 | 407,743 円 |
| 技 能<br>労 務 職     | 高 卒 | 221,835 円 | 280,009 円 | 332,113 円 |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## ホ 一般行政職の級別職員数(平成17年4月1日現在)

| 区分(注1) | 標準的な職務内容(注2) | 職員数    | 構成比   | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 |
|--------|--------------|--------|-------|---------|---------|
| 1 級    | 主事・技師        | 64人    | 1.4%  | 1.4%    | 1.1%    |
| 2 級    | 主事・技師        | 293人   | 6.5%  | 6.1%    | 11.0%   |
| 3 級    | 主事・技師        | 413人   | 9.1%  | 11.0%   | 12.2%   |
| 4 級    | 係長           | 445人   | 9.8%  | 9.4%    | 6.6%    |
| 5 級    | 困難係長         | 396人   | 8.8%  | 8.3%    | 10.0%   |
| 6 級    | 業務名を冠する主査    | 732人   | 16.2% | 16.9%   | 17.6%   |
| 7 級    | 課長補佐         | 1,143人 | 25.3% | 24.6%   | 24.8%   |
| 8 級    | 課長           | 763人   | 16.9% | 15.8%   | 9.8%    |
| 9 級    | 主管課長等        | 200人   | 4.4%  | 4.8%    | 5.3%    |

|      |     |        |        |        |        |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 10 級 | 部次長 | 61人    | 1.3%   | 1.4%   | 1.3%   |
| 11 級 | 部長  | 15人    | 0.3%   | 0.3%   | 0.3%   |
| 計    |     | 4,525人 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(注) 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

へ 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分              |     | 県 職 員    |          | 国家公務員      |          |
|------------------|-----|----------|----------|------------|----------|
|                  |     | 決定初任給    | 2年経過後    | 決定初任給      | 2年経過後    |
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 170,700円 | 184,400円 | 種 179,800円 | 198,600円 |
|                  | 高 卒 | 138,800円 | 148,500円 | 種 170,700円 | 184,400円 |
| 警 察 職            | 大 卒 | 195,600円 | 210,300円 | -          | -        |
|                  | 高 卒 | 156,700円 | 170,400円 | 156,700円   | 170,400円 |
| 高等 学 校<br>教 育 職  | 大 卒 | 191,100円 | 205,000円 | -          | -        |
|                  | 高 卒 | 147,400円 | 160,800円 | -          | -        |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 191,100円 | 205,000円 | -          | -        |
|                  | 高 卒 | 147,400円 | 168,000円 | -          | -        |

ト 昇給期間短縮の状況

(イ) 普通会計

| 区 分    |                         | 合 計     | 一般行政職  | 警察職    | 高等 学 校<br>教 育 職 | 小 中 学 校<br>教 育 職 | 技能労務職 |
|--------|-------------------------|---------|--------|--------|-----------------|------------------|-------|
| 平成17年度 | 職員数（A）                  | 17,179人 | 4,718人 | 1,944人 | 2,766人          | 7,043人           | 708人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 3,217人  | 841人   | 352人   | 495人            | 1,423人           | 106人  |
|        | 比率（B / A）               | 18.7%   | 17.8%  | 18.1%  | 17.9%           | 20.2%            | 15.0% |
| 平成16年度 | 職員数（A）                  | 17,294人 | 4,773人 | 1,926人 | 2,779人          | 7,088人           | 728人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 3,287人  | 858人   | 363人   | 529人            | 1,428人           | 109人  |
|        | 比率（B / A）               | 19.0%   | 18.0%  | 18.8%  | 19.0%           | 20.1%            | 15.0% |

(ロ) 企業特別会計

| 区 分    |                         | 合 計   | 一般行政職 | 技能労務職 |
|--------|-------------------------|-------|-------|-------|
| 平成17年度 | 職員数（A）                  | 173人  | 161人  | 12人   |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 24人   | 22人   | 2人    |
|        | 比率（B / A）               | 13.9% | 13.7% | 16.7% |
| 平成16年度 | 職員数（A）                  | 176人  | 164人  | 12人   |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 31人   | 29人   | 2人    |
|        | 比率（B / A）               | 17.6% | 17.7% | 16.7% |

## (八) 病院事業特別会計

| 区 分    |                         | 合 計    | 一般行政職 | 医療職(1)<br>(注2) | 医療職(2)<br>(注3) | 医療職(3)<br>(注4) | 技能労務職 |
|--------|-------------------------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成17年度 | 職員数(A)                  | 2,411人 | 148人  | 215人           | 277人           | 1,620人         | 151人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数(B) | 432人   | 26人   | 45人            | 44人            | 294人           | 23人   |
|        | 比率(B/A)                 | 17.9%  | 17.6% | 20.9%          | 15.9%          | 18.1%          | 15.2% |
| 平成16年度 | 職員数(A)                  | 2,426人 | 148人  | 216人           | 272人           | 1,631人         | 159人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数(B) | 447人   | 27人   | 44人            | 46人            | 307人           | 23人   |
|        | 比率(B/A)                 | 18.4%  | 18.2% | 20.4%          | 16.9%          | 18.8%          | 14.5% |

(注) 1 昇給期間を短縮して昇給した職員数には、勤務成績による特別昇給をはじめ、退職時の特別昇給及び初任給決定に伴う昇給期間の短縮など、すべての昇給期間短縮者が含まれています。

- 2 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。
- 3 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。
- 4 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

## チ 時間外勤務手当の状況

## (イ) 普通会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成17年度 | 3,401,336千円 | 188千円       |
| 平成16年度 | 3,322,153千円 | 182千円       |

## (ロ) 企業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額     | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|----------|-------------|
| 平成17年度 | 54,481千円 | 341千円       |
| 平成16年度 | 56,814千円 | 323千円       |

## (ハ) 病院事業会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成17年度 | 1,550,160千円 | 629千円       |
| 平成16年度 | 1,617,294千円 | 656千円       |

## リ 期末・勤勉手当の支給割合(平成17年度)

## (イ) 知事部局等

| 区 分                 | 6月期      | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期 末 手 当             | 1.40月分   | 1.60月分   | 3.00月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.85月分) | (1.60月分) |
| 勤 勉 手 当             | 0.70月分   | 0.70月分   | 1.40月分   |
|                     | (0.35月分) | (0.35月分) | (0.70月分) |
| 計                   | 2.10月分   | 2.30月分   | 4.40月分   |
|                     | (1.10月分) | (1.20月分) | (2.30月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

## (ロ) 企業局

| 区 分                 | 6 月期     | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期末手当                | 1.60月分   | 1.84月分   | 3.44月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.85月分) | (1.60月分) |
| 勤勉手当                | 0.70月分   | 0.70月分   | 1.40月分   |
|                     | (0.35月分) | (0.35月分) | (0.70月分) |
| 計                   | 2.30月分   | 2.54月分   | 4.84月分   |
|                     | (1.10月分) | (1.20月分) | (2.30月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

## (ハ) 病院事業局

| 区 分                 | 6 月期     | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期末手当                | 1.40月分   | 1.60月分   | 3.00月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.85月分) | (1.60月分) |
| 勤勉手当                | 0.70月分   | 0.70月分   | 1.40月分   |
|                     | (0.35月分) | (0.35月分) | (0.70月分) |
| 計                   | 2.10月分   | 2.30月分   | 4.40月分   |
|                     | (1.10月分) | (1.20月分) | (2.30月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

(注) 1 ( )内は、再任用職員の支給割合です。

2 企業局の期末手当の支給割合については、平成18年度以降知事部局等と同様となるよう改正しています。

又 調整手当の状況（平成17年4月1日現在）

| 支給対象地域等            | 東京都                            | 大阪市 | 名古屋市                 | 医 師  |
|--------------------|--------------------------------|-----|----------------------|------|
| 支 給 率              | 12%                            | 10% | 10%                  | 10%  |
| 支給対象職員数            | 18人                            | 5人  | 3人                   | 238人 |
| 国の支給率              | 12%                            | 10% | 10%                  | 10%  |
| 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 | 平成17年度普通会計決算<br>平成17年度病院事業会計決算 |     | 541,415円<br>644,471円 |      |

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分     | 県 職 員                                                                                                                                                         | 国 家 公 務 員                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 配偶者13,500円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円）その他1人につき5,000円<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 | 配偶者13,500円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円）その他1人につき5,000円<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 |
| 住 居 手 当 | 借家 限度額 27,000円<br>持家 3,000円<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家又は持家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                                                  | 借家 限度額 27,000円<br>持家 2,500円(新築・購入から5年間に限定)<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                                       |
| 通 勤 手 当 | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 53,000円                                                                                                                      | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 24,500円                                                                                                                      |

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（平成17年4月1日現在）

(イ) 普通会計の状況

|                             |            |                                                                                                                              |
|-----------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           |            | 39.1 %                                                                                                                       |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算） |            | 107,750 円                                                                                                                    |
| 手当の種類（手当数）                  |            | 42                                                                                                                           |
| 代表的な手当の名称                   | 支給額の多い手当   | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当<br>5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当  |
|                             | 支給職員数の多い手当 | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当<br>5 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当 |

(ロ) 企業特別会計の状況

|                             |            |           |
|-----------------------------|------------|-----------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           |            | 71.1 %    |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算） |            | 135,818 円 |
| 手当の種類（手当数）                  |            | 3         |
| 代表的な手当の名称                   | 支給額の多い手当   | 特殊業務手当    |
|                             | 支給職員数の多い手当 | 特殊業務手当    |

(ハ) 病院事業会計の状況

|                             |            |           |
|-----------------------------|------------|-----------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           |            | 67.0 %    |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算） |            | 208,941 円 |
| 手当の種類（手当数）                  |            | 6         |
| 代表的な手当の名称                   | 支給額の多い手当   | 夜間看護業務手当  |
|                             | 支給職員数の多い手当 | 夜間看護業務手当  |

（注）普通会計における代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

ワ 退職手当の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分            | 県 職 員                    |                   | 国家公務員                    |         |         |
|----------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------|---------|
|                | 自己都合                     | 勸奨・定年             | 自己都合                     | 勸奨・定年   |         |
| 支給率            | 勤続20年                    | 21.0 月分           | 27.30月分                  | 21.0 月分 | 27.30月分 |
|                | 勤続25年                    | 33.75月分           | 42.12月分                  | 33.75月分 | 42.12月分 |
|                | 勤続35年                    | 47.75月分           | 59.28月分                  | 47.75月分 | 59.28月分 |
|                | 最高限度額（注1）                | 59.28月分           | 59.28月分                  | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置       | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |                   | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |         |         |
| 退職時の特別昇給       | なし                       |                   | なし                       |         |         |
| 1人当たり平均支給額（注2） | （一般職員）<br>26,575千円       | （全 体）<br>26,581千円 |                          |         |         |

（注）1 平成16年11月1日より支給率を引き下げており、最高限度額は59.28月分になっています。  
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した職員に支給された平均額です。  
なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレス指数の推移

| 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 102.5  | 102.7  | 102.5  | 100.6  | 100.5  |

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成17年 4月 1日現在）

| 区 分    |         | 給料月額等      |            |
|--------|---------|------------|------------|
|        |         | 減 額 前      | 減 額 後      |
| 給<br>料 | 知事      | 1,300,000円 | 1,040,000円 |
|        | 副知事     | 1,000,000円 | 895,000円   |
|        | 出納長     | 840,000円   | 785,400円   |
|        | 企業管理者   | 750,000円   | 725,700円   |
|        | 病院事業管理者 | 840,000円   | 812,700円   |
|        | 代表監査委員  | 650,000円   | 628,900円   |
| 報<br>酬 | 議長      | 930,000円   | 883,500円   |
|        | 副議長     | 830,000円   | 788,500円   |
|        | 議員      | 800,000円   | 760,000円   |

| 区 分              |         | 年間支給割合            |                            |
|------------------|---------|-------------------|----------------------------|
| 期<br>末<br>手<br>当 | 知事      | 6 月期<br>12月期<br>計 | 1.60月分<br>1.70月分<br>3.30月分 |
|                  | 副知事     |                   |                            |
|                  | 出納長     |                   |                            |
|                  | 企業管理者   |                   |                            |
|                  | 病院事業管理者 |                   |                            |
|                  | 代表監査委員  |                   |                            |
| 議<br>長           | 議長      | 6 月期<br>12月期<br>計 | 1.60月分<br>1.70月分<br>3.30月分 |
|                  | 副議長     |                   |                            |
|                  | 議員      |                   |                            |

（参考） 特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年 4月から実施しており、平成17年 4月からは削減率を引き上げ、知事及び一般職については平成20年 3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年 4月から削減を廃止）。また、特別職については、一般職の給与改定状況等にかんがみ、平成18年 4月からは給料月額等を6.7%引き下げております。なお、具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額

| 区 分         |       | 削 減 率         |               |               | 削減後の額         |               |
|-------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|             |       | 平成14年<br>4月から | 平成17年<br>4月から | 平成18年<br>4月から | 平成17年<br>4月から | 平成18年<br>4月から |
| 議 員 の 報 酬   | 議 長   | 5 %           | 同 左           | 削減なし          | 883,500円      | ( 867,000円 )  |
|             | 副議長   | 5 %           | 同 左           | 削減なし          | 788,500円      | ( 774,000円 )  |
|             | 議 員   | 5 %           | 同 左           | 削減なし          | 760,000円      | ( 746,000円 )  |
| 知 事 等 の 給 料 | 知 事   | 15%           | 20%           | 同 左           | 1,040,000円    | 969,600円      |
|             | 副知事   | 8 %           | 10.5 %        | 同 左           | 895,000円      | 835,100円      |
|             | 出納長   | 5 %           | 6.5 %         | 同 左           | 785,400円      | 732,200円      |
|             | 企業管理者 | 2.5%          | 3.25%         | 同 左           | 725,700円      | 676,300円      |

|        |         |      |       |     |          |          |
|--------|---------|------|-------|-----|----------|----------|
|        | 病院事業管理者 | 2.5% | 3.25% | 同 左 | 812,700円 | 676,300円 |
|        | 代表監査委員  | 2.5% | 3.25% | 同 左 | 628,900円 | 586,400円 |
| 教育長の給料 |         | 2.5% | 3.25% | 同 左 | 725,700円 | 676,300円 |
| 一般職の給与 | 管理職手当   | 10%  | 13%   | 同 左 |          |          |

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間あたりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合）午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

| 区 分     |        | 要 件 及 び 日 数                                                                                      |
|---------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次有給休暇  |        | 一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）                                                                    |
| 結核要療養休暇 |        | 健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内                                                                   |
| 忌引休暇    |        | 配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間<br>例）配偶者・・・10日、子・・・5日、父母・・・7日                                      |
| 産前産後休暇  |        | 産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間<br>産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間                                     |
| 生理休暇    |        | 生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内                                                                           |
| 特別休暇    | 災害等    | 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間                                                           |
|         |        | 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間                                                     |
|         |        | 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間                                                              |
|         |        | 異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間                                      |
|         | 負傷・疾病等 | 負傷又は疾病の場合：90日以内の期間                                                                               |
|         |        | 高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間                                    |
|         |        | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間 |
|         |        | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日      |
|         | 妊娠・出産等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間      |
|         |        | 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内             |
|         |        | 妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内                                    |
|         |        | 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間                        |

|      |  |                                                                                                                                                |
|------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |  | 妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内                                                                                            |
| 育児等  |  | 妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内 |
|      |  | 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間                                                                                              |
|      |  | 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法や結核予防法に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき：必要と認められる期間                                                                |
| 看護   |  | 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合、小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：及びの区分ごとに1暦年5日以内                                                |
| 冠婚葬祭 |  | 婚姻した場合：7日以内                                                                                                                                    |
|      |  | 父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日                                                                                                                             |
| その他  |  | 証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：出頭の日                                                                                                          |
|      |  | 職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間                                                            |
|      |  | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（相当規模の災害による被災者を支援する活動、社会福祉施設等における活動、常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：1暦年5日以内                                       |
|      |  | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間                                                 |
|      |  | 職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間                                                            |
| 介護休暇 |  | 配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間                                                     |

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分状況（平成17年度）

（人）

| 処分内容の別       | 免職 | 休職  | 降任 | 降給 | 計   |
|--------------|----|-----|----|----|-----|
| 任命権者         |    |     |    |    |     |
| 知事部局         |    | 19  |    |    | 19  |
| 企業局          |    |     |    |    |     |
| 病院事業局        |    | 8   |    |    | 8   |
| 議会事務局        |    |     |    |    |     |
| 選挙管理委員会事務局   |    |     |    |    |     |
| 監査委員事務局      |    |     |    |    |     |
| 人事委員会事務局     |    |     |    |    |     |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |     |    |    |     |
| 警察本部         |    | 4   |    |    | 4   |
| 教育委員会        |    | 75  |    |    | 75  |
| 計            |    | 106 |    |    | 106 |

## □ 懲戒処分の状況（平成17年度）

（人）

| 処分内容の別       | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計  |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 任命権者         |    |    |    |    |    |
| 知事部局         |    | 1  | 4  | 14 | 19 |
| 企業局          |    |    |    |    |    |
| 病院事業局        |    | 1  | 1  | 9  | 11 |
| 議会事務局        |    |    |    |    |    |
| 選挙管理委員会事務局   |    |    |    |    |    |
| 監査委員事務局      |    |    |    |    |    |
| 人事委員会事務局     |    |    |    |    |    |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |    |    |    |    |
| 警察本部         |    | 1  | 1  |    | 2  |
| 教育委員会        | 3  | 1  | 6  | 21 | 31 |
| 計            | 3  | 4  | 12 | 44 | 63 |

## (5) 職員の服務の状況

## イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

## 地方公務員法

第35条 職員は、法律その他条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律その他条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

研修を受ける場合

職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合

他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合

国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合

職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し行政不服審査法に基づき不服申立て等をする場合

## ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

## 地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会規則を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## (イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

## (ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

部局長等が、第三セクターの非常勤取締役に無報酬で就任する場合

県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合

職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

八 休業制度

(1) 育児休業制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(2) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

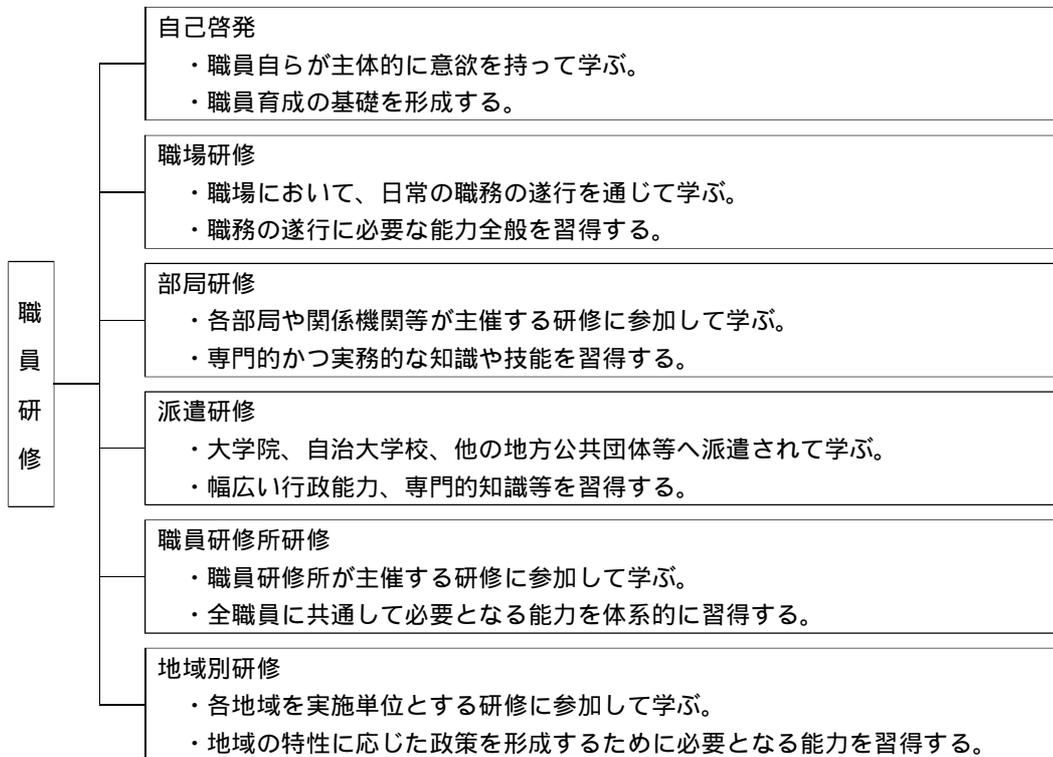
c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成17年度）

(1) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員研修所研修の体系

・一般研修（各階層ごとに行う必須の研修）

| 階層の区分     | 研修名                                             | 研修目的                                                |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 新規採用職員    | 新規採用職員研修（初・中・上級）前期                              | 県職員として必要な基本的な意識と知識を身につける。<br>社会人として必要な基本的な能力を身につける。 |
|           | 新規採用職員研修（看護職）                                   |                                                     |
|           | 現業職員研修（新任）                                      |                                                     |
| 中堅職員      | 新規採用職員研修（初・中・上級）後期                              | 実務の遂行に必要な基本的な能力を身につける。                              |
|           | 吏員研修（第2部）                                       | 実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。                               |
|           | 現業職員研修（現任）                                      |                                                     |
| 吏員研修（第3部） | 対外的な業務の適切な遂行に必要な能力を身につける。<br>政策の形成に必要な能力を身につける。 |                                                     |
| 係長級職員     | 係長級研修                                           | 仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。<br>政策形成の実践能力を身につける。        |
| 主査級職員     | 主査級研修                                           | 政策形成の応用能力を身につける。                                    |
| 課長補佐級職員   | 課長補佐級研修                                         | 職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。                            |
| 課長級職員     | 課長級研修                                           | 行政目標に沿った指揮命令に必要な能力を身につける。                           |

・特別研修（専門的な知識や技能について選択的に履修する研修）

| コース名    | 研修目的             |
|---------|------------------|
| 政策形成コース | 政策形成能力の向上        |
| 人材育成コース | 職場研修等の講師、指導者等の育成 |
| 自己啓発コース | 自己啓発意欲の喚起        |

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 一般研修

| 研修名                | 研修の目的                                                                     | 対象者     | 研修内容                                                                                                                                                                                                                  | 実績   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                    |                                                                           |         |                                                                                                                                                                                                                       | 受講者数 |
| 新規採用職員研修<br>初中級職前期 | 職員として公務員倫理、接遇、基礎教養を身につけるとともに、行政実務上必要となる基礎的知識を習得し、業務遂行能力の向上を図る。            | 初中級職採用者 | 講話、県の組織とサービス、福利厚生と健康管理、公務員倫理、ビジネスマナーの基本、行政対象暴力対策、地方公務員制度、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、県の概況と県政の課題、財政制度について、地方自治制度、議会について、出納について、情報公開・個人情報保護・行政手続制度、行財政改革、県の広報・広聴、文書事務のしくみ、男女共同参画社会、住民本位の行政（自治体サービスとは）、山形県の自然、山形県の歴史・文化、積極性開発 | 30   |
| 新規採用職員研修<br>上級職前期  |                                                                           | 上級職採用者  |                                                                                                                                                                                                                       | 81   |
| 係長級研修              | 監督者の役割としてリーダーシップとマネジメントの重要性を認識させ、自覚と責任を身につけるとともに、政策を実践する立場から政策形成能力の向上を図る。 | 係長級昇任者  | 行財政改革、公務員倫理、ファシリテーション技術、予算のしくみ、議会のしくみ、JST、（看護職除く）政策法務、求められる行政のパブリシティ、（看護職）県立病院の課題と展望、県の施策、情報公開・個人情報保護関係                                                                                                               | 288  |

|       |                                                                                       |        |                                                                                                     |     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 課長級研修 | 課長級職員は、管理者として組織運営を行う立場にあることから、管理職の役割を認識するとともに、リーダーシップを発揮した業務設計、人材育成や危機管理等に係る能力の向上を図る。 | 課長級昇任者 | 意思決定とアカウンタビリティ、管理職の法律セミナー、行政対象暴力対策、プレゼンテーションと行政広報、企業経営戦略に学ぶ、地方分権とこれからの地方自治、自治体における危機管理、課長級職員に期待すること | 113 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

(b) 特別研修

| 研修名          | 研修の目的                                                                                                    | 対象者              | 研修内容                                                                                                                                                         | 実績   |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|              |                                                                                                          |                  |                                                                                                                                                              | 受講者数 |
| 政策形成能力向上講座   | 政策形成過程における、現状分析から政策立案までの一連の手法を理解し、自らの業務に活用するため実践的な方法を見につけ、複雑多様化する行政課題に適切に対応していくための政策形成能力の向上を図る。          | 吏員研修第3部修了者～課長補佐級 | 行政課題解決の考え方、論理(ロジック)思考、問題の構造化、論理思考(演習)、問題の構造化(演習)、政策立案の基礎                                                                                                     | 27   |
| 国際化講座        | 変動する国際社会に対応するため、世界に目を向け、国際的な情報を活用する能力及びグローバルな視点で思考し行動する能力を高める。                                           | 吏員研修第2部修了者以上     | 山形県における国際化の現状、これからの国際観光と山形県、国際政治経済の構図、NGO(非政府組織)活動の現状、国際情勢と日本                                                                                                | 35   |
| 地域マネジメント講座   | 地方分権など地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌しているなか、県民満足の最大化を目指し、NPOの役割や企業と行政との連携・協働のあり方などを含めた地域マネジメント能力の向上を図る。               | 同上               | 新公共経営(NPM)、官・民連携の地域経営、自治体政策とマーケティング、わがまちのSWOT分析とアクションプラン(演習含む)                                                                                               | 23   |
| プレゼンテーション講座  | 会議や発表会において、相手にわかりやすく、説得力のある表現をするための技術を習得し、効果的なプレゼンテーション能力の向上を図る。                                         | 所属長の推薦する職員       | プレゼンテーションの基本、聞き手を魅きつけるプレゼンテーション、プレゼンテーション演習、まとめ                                                                                                              | 30   |
| 職場研修指導者育成講座  | 職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。                                                                | 職場研修を推進する立場にある職員 | 本県の職員研修推進体制及び職員研修概要について、職場研修の進め方                                                                                                                             | 55   |
| ゆとり都交流セミナー21 | 県、民間企業職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発、交流を図りながら、「経営品質向上プログラム」を学び、社会環境と住民ニーズの変化に対応して自己革新が図れる組織体質づくりに向けた経営管理能力の向上を図る。 | 主査級以上            | 講義 「マネジメントの考え方の変化」、演習 「時代・環境の変化とその対応を考える」、演習 「明日の山形県のあるべきビジョンを構築し共有化する」、演習 「現在の地域社会問題の構造化と原因を考える」、演習 「経営品質賞の基準に基づくすり合わせ」、演習 「創造的提案を作る」、講義 「変革期に求められるリーダーの条件」 | 25   |

- (注) 1 印は市町村職員と合同  
 2 印は民間企業職員と合同

(D) 警察本部

a 研修の内容と実績(主なもの)

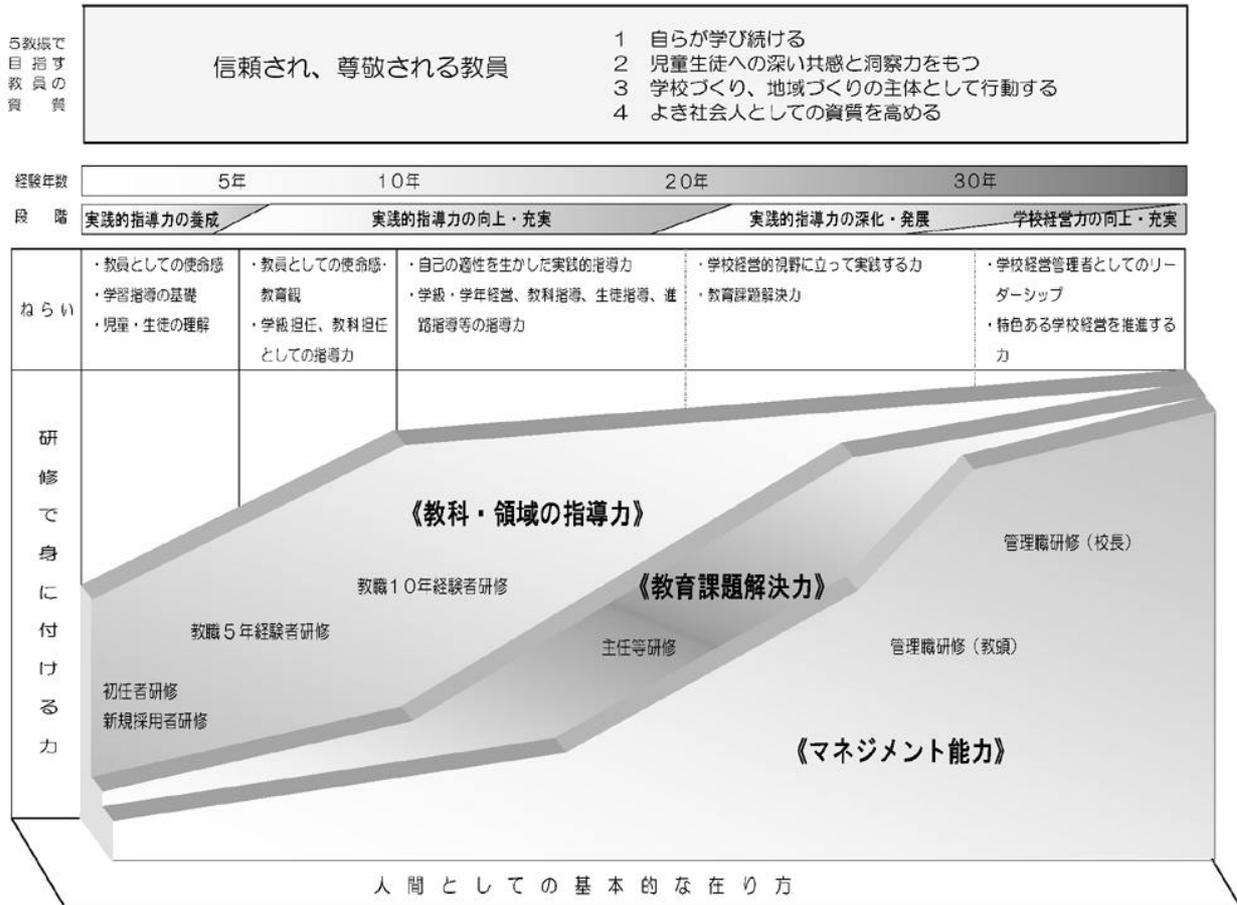
| 研修名             | 研修の目的                                                                                                                          | 対象者                       | 研修内容                                                                                                           | 実績   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                 |                                                                                                                                |                           |                                                                                                                | 受講者数 |
| 採用時教養<br>(警察官)  | 新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。  | 新規採用巡査                    | * 初任教養<br>職務倫理、専門的法学、地域警察活動の基本となる知識・技能、体育・術科等の教養<br>* 職場実習<br>警察署における実践教養<br>* 初任総合教養<br>初任教養の内容を総合的に発展進化させた教養 | 73   |
| 採用時教養<br>(一般職員) | 新たに採用された一般職員に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る一般職員を育成する。 | 上級、初級新規採用職員               | 職務倫理<br>法学<br>基本実務<br>専門実務<br>体育・術科等                                                                           | 9    |
| 昇任時教養           | 昇任するそれぞれの階級に応じた能力並びに職務遂行に必要な知識、技能、体力、判断力及び行動力を養成する。                                                                            | 巡査部長又は警部補に昇任し、又は昇任予定の警察官  | 昇任するそれぞれの階級に必要な能力、知識及び技能                                                                                       | 34   |
| 部門別任用時教養        | 生活安全、刑事、交通及び警備部門に警察官を任用する前に、当該職種又は職務に必要な専門的知識及び技能を修得させる。                                                                       | 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門への任用候補者 | 新たに任用される部門に必要な基礎的知識及び技能                                                                                        | 37   |
| 各種専科教養          | 特定の分野に関し、各々の特定分野に必要な専門的知識及び技能を修得させる。                                                                                           | 特定の各分野を担当する警察官又は一般職員      | 個々の分野で必要とされる専門的知識及び技能                                                                                          | 317  |

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(八) 教育委員会  
a 研修体系

『第5次山形県教育振興計画』に基づいた教員研修体系イメージ

平成16年9月



b 研修の内容と実績（主なもの）

| 研修名                   | 研修の目的                                                                 | 対象者  | 研修内容                                  | 実績   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------|------|
|                       |                                                                       |      |                                       | 受講者数 |
| 初任者研修（小・中、特殊、高校）      | 実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させ、教科・領域に関する基礎理論の習得及び指導技術の向上                 | 新採教員 | * 学び続ける教師<br>* 教科指導、領域指導等             | 126  |
| 教職5年経験者研修（小・中、特殊、高校）  | 教員として必要な使命感と教育観の確立を図るとともに学習指導生徒指導を中核として専門的な知識と技能を深め、教員としての資質向上と指導力の向上 | 教員   | * これからの教師に求められる新しい指導力<br>* 教科指導、領域指導等 | 103  |
| 教職10年経験者研修（小・中、特殊、高校） | 円滑かつ主体的に実施できるように研修の趣旨を理解するとともに、広い視野から教員としての資質と指導力の向上                  | 教員   | * 中堅教員に求められる指導力<br>* 各自の課題研修等         | 189  |

|                     |                                                                            |                       |                                     |    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----|
| 新規採用校長研修・<br>教員倫理研修 | 学校経営や教育課題の研修を通し、校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図るとともに、特に教職員の倫理観・使命感を高める学校経営について研修を深める | 新採校長                  | * 県教育長講話<br>* 教育関係法規等               | 70 |
| 新規採用教頭研修・<br>教員倫理研修 | 学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上     | 新採教頭                  | * 県教育次長講話<br>* 校種別部会(演習討議)等         | 77 |
| 学校運営基礎講座            | 高等学校の校務に必要な専門的事項について研修を行い、校務運営に携わる教員の見識と指導力の向上                             | 高校の校務を中心となって推進する立場の教員 | * 校務運営上の法的根拠<br>* これからの高校教育について等    | 32 |
| 大学院研修               | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                       | 教員                    | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修            | 23 |
| 長期研修                | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                       | 教育職員                  | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修            | 17 |
| 長期社会体験研修            | 教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大                                               | 教育職員                  | * 社会教育施設及び民間企業における実習                | 6  |
| 中央研修                | 各地域の中核となる校長・教頭等の育成                                                         | 校長・教頭・指導主事・中堅教員       | * 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習 | 26 |

#### □ 勤務成績評定制度の概要

##### (イ) 全部局共通

###### a 昇給の場合

各職員ごとの昇給期(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか)に、所属長が、原則として各職員の1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

###### b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

##### (ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

##### (ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

##### (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

###### イ 職員の福利厚生事業の概要(平成17年度)

(イ) 知事部局等(企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。)

## a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                                                               | 実施主体             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 健康診断      | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                                                    | 県                |
|           | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）<br>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）<br>・肺がん検診（50歳以上の希望者）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））<br>・ 同 （乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））                                                             | 県                |
| 人間ドック     | 指定型（50歳の職員）<br>準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員）<br>上記以外（35歳以上で希望する職員）<br>全て1泊2日                                                                                                                            | 県<br>共済組合<br>互助会 |
| メンタルヘルスケア | メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談 月2回）<br>はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）<br>職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコordinator、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動）<br>メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等） | 県<br>共済組合        |

## b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共 済 組 合                                                                  | 互 助 会                                         |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>入院附加金 等 | 会員療養給付金<br>長期療養見舞金                            |
| 職員が出産したとき     | 出産費<br>最低300,000円<br>出産費附加金<br>30,000円                                   | 出産祝金<br>30,000円                               |
| 職員が死亡したとき     | 埋葬料<br>最低100,000円<br>弔慰金<br>遺族共済年金                                       | 弔慰金<br>300,000円<br>遺児育英資金<br>100,000～300,000円 |

## c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類      | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|------------|-------------|-----------|------|
| 住 宅 貸 付    | 万円<br>1,800 | %<br>2.26 | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅加算 | 万円<br>300   | %<br>2.00 |      |

（注）共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(D) 警察本部

a 保健事業の概要(主なもの)

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                                 | 実施主体        |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 健康診断      | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査 ・眼底検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                | 県<br>共済組合   |
|           | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診(35歳以上の職員)<br>・大腸がん検診(35歳以上の職員)<br>・肺がん検診(50歳以上で喫煙指数600以上の職員)<br>・腹部超音波検査(35歳以上の職員)<br>・婦人科検診(子宮がん検診(20歳以上の希望者))<br>・同 (乳がん検診(41歳以上の奇数年齢の希望者))     | 県<br>共済組合   |
| 人間ドック     | 指定型(50歳の希望者)<br>準指定型(40歳、45歳、55歳、60歳の希望者)<br>全て1泊2日                                                                                                                   | 県<br>互助会    |
| メンタルヘルスケア | 部外カウンセラー相談(県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時)<br>電話健康相談(共済組合本部の全国統一事業 健康・病気等に関する電話相談)<br>心の相談ダイヤル(共済組合本部の全国統一事業 メンタルヘルスに関する電話相談)<br>メンタルヘルス研修(管理監督者(次長等)向けセミナー 一般職員向けセミナー) | 共済組合<br>互助会 |

b 給付事業の概要(主なもの)

| 事項            | 共済組合                                                            | 互助会                                  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金 等 | 長期療養見舞金                              |
| 職員が出産したとき     | 出産費<br>最低300,000円<br>出産費附加金<br>30,000円                          | 出産祝金<br>20,000円                      |
| 職員が死亡したとき     | 埋葬料<br>最低100,000円<br>埋葬料附加金<br>弔慰金<br>遺族共済年金                    | 弔慰金<br>300,000円<br>遺児激励費<br>300,000円 |

c 貸付事業の概要(主なもの)

| 貸付の種類  | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|--------|-------------|-----------|------|
| 住宅貸付   | 万円<br>1,800 | %<br>2.38 | 共済組合 |
| 介護住宅貸付 | 万円<br>300   | %<br>2.12 |      |

(注) 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

## (八) 教育委員会

## a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名             | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                         | 実施主体             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 健康診断            | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                                                                                                                              | 県                |
|                 | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）<br>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）<br>・肺がん検診（50歳以上の希望者）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（希望者））<br>・ 同 （乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の希望者））                                                                                                                                             | 県                |
| 人間ドック           | 優先型（40歳、50歳の希望する職員）<br>希望型（35歳以上で希望する職員）<br>1泊2日及び2泊3日                                                                                                                                                                                                                        | 県<br>共済組合<br>互助会 |
| メンタルヘルス<br>対策事業 | メンタルヘルス相談<br>・職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談 月2回<br>・県内4地区の外部医療機関等による面接、電話相談 随時<br>教職員健康相談24<br>共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付<br>面接によるカウンセリング相談<br>共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付<br>メンタルヘルスセミナー<br>管理監督者（校長、教頭、養護教諭、所属所長、庶務担当者等）を対象としたセミナーの開催<br>・最上及び置賜において年間2回実施 | 県<br>共済組合        |

## b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共済組合                                                                     | 互助会                                         |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>入院附加金 等 | 会員療養見舞金                                     |
| 職員が出産したとき     | 出産費<br>最低300,000円<br>出産費附加金<br>20,000円                                   | 出産祝金<br>50,000円                             |
| 職員が死亡したとき     | 埋葬料<br>最低100,000円<br>弔慰金<br>遺族共済年金                                       | 埋葬料<br>50,000円<br>遺児激励金<br>100,000～300,000円 |

## c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類      | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|------------|-------------|-----------|------|
| 住宅貸付       | 万円<br>1,800 | %<br>2.26 | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅加算 | 万円<br>300   | %<br>2.00 |      |

（注）共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

## □ 公務災害補償の状況

## (イ) 公務災害の認定状況

件

|      | 16年度 | 17年度 | 増減 |
|------|------|------|----|
| 公務災害 | 235  | 283  | 48 |
| 通勤災害 | 12   | 9    | 3  |
| 計    | 247  | 292  | 45 |

## (ロ) 補償と福祉事業の状況

円

|          | 16年度        | 17年度        | 増減          |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 補償(注1)   | 97,173,615  | 159,915,040 | 62,741,425  |
| 福祉事業(注2) | 14,060,026  | 54,045,538  | 39,985,512  |
| 計        | 111,233,641 | 213,960,578 | 102,726,937 |

(注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働災害補償法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族(就学児)に対する奨学援護金などがあります。

## 2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

## イ 平成17年度競争試験の状況

| 種類  | 区分 | 申込者    | 受験者<br>(a) | 合格者  |       | 倍率<br>(a/b) |
|-----|----|--------|------------|------|-------|-------------|
|     |    |        |            | 1次   | 最終(b) |             |
| 上級  |    | 1,100人 | 916人       | 107人 | 70人   | 13.1倍       |
| 中級  |    | 34人    | 27人        | 7人   | 4人    | 6.8倍        |
| 初級  |    | 280人   | 261人       | 42人  | 21人   | 12.4倍       |
| 警察官 |    | 888人   | 766人       | 241人 | 84人   | 9.1倍        |
| 合計  |    | 2,302人 | 1,970人     | 397人 | 179人  | 11.0倍       |

## □ 平成17年度選考の状況

| 区分   | 合格者  |
|------|------|
| 採用選考 | 214人 |
| 昇任選考 | 679人 |

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うこととされていることから、毎年、県議会議長及び県知事に対し行っているものである。

平成17年度においては、10月6日に、県議会議長と県知事に対し給料表、扶養手当、初任給調整手当の改定と平成18年4月1日から実施する給与改定等を内容とする下記の事項について勧告及び報告を行っている。

## イ 勧告の内容

## (イ) 本年の給与改定の内容

給料表並びに扶養手当及び初任給調整手当については、人事院が国家公務員について勧告した内容等に準じて改定すること。

## a 給料表

行政職給料表について、すべての級の給料月額を同率で引き下げ(改定率 0.3%)し、その他の給料表を行政職給料表との均衡を基本に引下げること。

## b 扶養手当

- 配偶者に係る支給月額を引下げる事 ( 13,500円 13,000円 )
- c 初任給調整手当
  - 医療職(1)の医師 最高307,900円 306,900円
  - 医療職(1)以外の医師 最高50,200円 50,000円

d 実施時期

公布日の属する月の翌月の初日から実施すること。

本年 4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、人事院勧告に準じ、4月の給与に官民較差の率 ( 0.36% ) を乗じて得た額に 4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期のボーナスの額に官民較差の率 ( 0.36% ) を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で調整すること。

e 給与改定率等

給料月額の引下げに伴う行政職給料表の給与改定率等

| 区分<br>給料表 | 改定前      | 改定後      | 改定額<br>(改定率)        | 内 訳                 |                   | 平均年齢  | 平均<br>経験年数 |
|-----------|----------|----------|---------------------|---------------------|-------------------|-------|------------|
|           |          |          |                     | 給料月額                | 諸手当等              |       |            |
| 行政職       | 396,658円 | 395,289円 | 1,396円<br>( 0.35% ) | 1,184円<br>( 0.30% ) | 185円<br>( 0.05% ) | 42.4歳 | 21.6年      |

f その他

(a) 特地勤務手当及びへき地手当について

特地勤務手当及びへき地手当については道路交通網の整備の進展、除雪体制の整備、通勤事情など諸情勢の変化が認められることから、手当の支給割合について、適切なものとなるよう見直しを行う必要がある。

(b) 勤勉手当について

勤勉手当については、人事院勧告では支給月数を0.05月分引き上げることとしているが、本県においては改定を行わないことが適当である。

(ロ) 平成18年 4月 1日から実施する給与改定の内容

給料表、地域手当及び昇給制度については、人事院が国家公務員について勧告した内容等に準じて改定すること。

a 給料表

(a) 行政職給料表

- ・ 給料表の水準を全体として平均4.8%引下げ
- ・ 若手の係員層については引下げを行わず、中高年齢層について7%引下げることにより、給与カーブをフラット化
- ・ 職務の級と役職段階との関係を再整理し、現行 1級・2級 (係員級) 及び 4級・5級 (係長級) を統合
- ・ きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の号給を4分割
- ・ 現在在職者がいないか、在職実態が極めて少ない初号等の号給をカット
- ・ 現時点の最高号給を超える者の在職実態を踏まえ、号給を増設

(b) その他の給料表

- ・ 行政職給料表との均衡を基本として、職務の級及び号給構成、水準是正などの見直し

b 地域手当

- ・ 現行の調整手当に替えて、地域手当を支給
- ・ 医師に対する調整手当の特例について、地域手当の特例として存置
- ・ 円滑な異動及び適切な人材配置を確保するため、現行の調整手当の異動保障と同様の制度を引き続き措置

c 勤務成績に基づく昇給制度

- ・ 普通昇給と特別昇給を勤務成績に基づく昇給制度に一本化
- ・ 年4回の昇給時期を年1回 ( 1月 1日 ) に統一。昇給号給数は、良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを標準として決定
- ・ 最高号給を超える給料月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止

- ・ 55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上の昇給については、昇給幅を通常の半分程度に抑制
- d 実施時期
  - (a) 給料表
    - 新給料表は、平成18年4月1日から適用。同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切替え。経過措置として新旧給料月額の差額を支給。平成18～21年度までの間、昇給幅を1号給抑制
  - (b) 地域手当
    - 地域手当は平成18年度から段階的に導入
  - (c) 勤務成績に基づく昇給制度
    - 新昇給制度は平成18年4月1日から実施（新制度による最初の昇給は平成19年1月1日）
- e その他
  - (a) 給料制度
    - ・ 中途採用者の初任給決定の制限、昇格時の号給決定方法について見直し
    - ・ 給料の調整額について、給料表の水準引下げとの整合性を確保
  - (b) 勤勉手当への実績反映の拡大
    - ・ 勤勉手当について、国の制度改正後の運用及び他の都道府県の動向等を注視しながら、勤務実績の反映拡大を検討

#### □ 報告の内容

##### (イ) 給与決定の諸条件

##### a 公民給与の較差

本委員会は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の333事業所のうちから、無作為に抽出した100事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、本年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

| 民間給与     | 職員給与     | 較 差     |       |
|----------|----------|---------|-------|
|          |          | 金 額     | 比 率   |
| 375,868円 | 396,658円 | 20,790円 | 5.24% |

（行政職給料表適用者平均年齢42.4歳。なお、特例条例による管理職手当の減額措置がないものとした場合の額を基礎として算出している。）

##### （注）公民給与の比較

公民給与の比較は、精密な比較を行うため、単純な平均給与額によるのではなく、県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与（ペア中止、賃金カット等の状況も反映）をもとに、職種、職位、学歴、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較する方法により行った。なお、本年より、公民比較を行う給与種目について、通勤手当を外し、管理職手当を加えることとし、併せて、民間給与との職務階層別の対応関係について、見直しを行っている。

##### b 国家公務員との給与比較

平成16年4月における国の行政職俸給表（一）適用者とこれに相当する職務に従事する本県職員の給与水準について、学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした本県職員の指数は100.6となっている。

##### (ロ) その他の報告事項

##### a 能力・実績に基づく人事管理について

公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、能力・実績重視の人事管理制度の確立が強く求められている。

こうした中、人事院は、年功的な給与上昇を抑制するとともに、職務・職責を重視し、勤務実績を的確に反映する給与制度への転換を提示したところである。もとより、計画的な人材育成を図るとともに、能力本位の任用を推進し、実績に応じて処遇することは、職員の士気の高揚や組織の活性化を図る上で緊要な課題である。

そのため、職員の能力や勤務実績を的確に把握し、その結果を人事・処遇に適切に反映させる実効ある評価制度を早期に構築することが不可欠となっている。

制度の設計に当たっては、公平・公正性、透明性、納得性が確保されるよう評価基準の明確化や情報

の開示、評価者研修の実施、苦情処理の仕組みの整備等について検討するとともに、評価が過重な事務負担にならないよう手続きの簡素化にも留意する必要がある。

また、これらの検討に際して、職員の理解が得られるよう意見を聴くなど、幅広い見地から議論していく必要がある。さらに、職位の違いや公務の多様性に配慮しつつ、必要に応じて試行を通して制度の有効性を検証していくことも考えられる。

今後は、実効ある評価制度の構築に向けて、国及び他の都道府県の動向に留意しながら、段階的な取組みを進めていく必要がある。

b 総実勤務時間の短縮について

職員の総実勤務時間の短縮については、これまでの取組みにより一定の成果が認められるが、長時間勤務が心身の健康に及ぼす影響等を十分に考慮し、職員の勤務時間の適正な把握及び管理に努めながら、引き続き、超過勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的な取得を促進する必要がある。

c 職業生活と家庭生活の両立支援について

職業生活と家庭生活の両立のための環境整備として育児休業や休暇制度の拡充が図られているところであるが、次世代育成支援という観点からも、特に男性職員のこれら制度の利用が促進されるよう、意識啓発等の取組みを進める必要がある。

八 勧告の取扱い

実施時期を含めて、勧告どおりの給与改定が実施された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成17年度処理状況

| 平成16年度末<br>係属件数 | 平成17年度中<br>要求件数 | 平成17年度中処理件数 |     | 平成17年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|-----|-----------------|
|                 |                 | 却 下         | 判 定 |                 |
| 0               | 0               | 0           | 0   | 0               |

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成17年度処理状況

| 平成16年度末<br>係属件数 | 平成17年度中<br>申立件数 | 平成17年度中処理件数 |     | 平成17年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|-----|-----------------|
|                 |                 | 却 下         | 判 定 |                 |
| 2               | 0               | 0           | 0   | 2               |

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成19年1月29日まで縦覧に供する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPERデンコードー米沢店  
米沢市塩井町塩野2番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コマースナル・アールイー 東京都中央区京橋二丁目4番12号

代表取締役 甲斐田 啓二

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

代表取締役 井上 元延

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年5月7日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,106平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 92台
- (2) 駐輪場の収容台数 50台
- (3) 荷さばき施設の面積 177平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 91立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後7時まで

- 8 届出年月日

平成18年9月6日

- 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年1月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地                    | 区分            | 公算戸数 | 区    | 格    | 棟      | 賃               |                            |                            |                            |                            | 要            |
|---------------|------------------------|---------------|------|------|------|--------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|
|               |                        |               |      |      |      |        | 収入が12万9000円以下の者 | 収入が13万0000円を超え13万5000円以下の者 | 収入が13万5000円を超え14万0000円以下の者 | 収入が14万0000円を超え14万5000円以下の者 | 収入が14万5000円を超え15万0000円以下の者 |              |
| 県営五十鈴アパート2号   | 山形市大野目二丁目2-80          | 一般用           | 1    | 3K   | 51.2 | 17,900 | 21,200          | 24,500                     | 25,400                     | 25,400                     | 25,400                     | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 馬見ヶ崎アパート1号  | 同 円成寺町21-27            | 同             | 1    | 3DK  | 59.3 | 21,600 | 25,600          | 29,500                     | 34,100                     | 34,100                     | 35,600                     |              |
| 同 2号          | 同 21-25                | 同             | 1    | 同    | 59.3 | 21,600 | 25,600          | 29,500                     | 34,100                     | 34,100                     | 35,600                     |              |
| 同 宮町アパート1号    | 同 宮町二丁目8-23            | 同             | 1    | 同    | 66.5 | 27,200 | 32,100          | 37,100                     | 42,800                     | 42,800                     | 43,500                     |              |
| 同 またまちアパート3号  | 同 松町三丁目2-9             | 同             | 1    | 同    | 66.5 | 31,000 | 36,700          | 42,300                     | 48,900                     | 48,900                     | 56,100                     |              |
| 同 土屋倉アパート1号   | 上市市美味町2-3              | 同             | 1    | 同    | 51.8 | 15,400 | 18,200          | 21,000                     | 24,300                     | 24,300                     | 27,900                     |              |
| 同 兼ヶ嶽アパート2号   | 同 旭町二丁目7-2             | 同             | 1    | 同    | 55.7 | 16,800 | 19,800          | 22,900                     | 26,500                     | 26,500                     | 30,400                     |              |
| 同 天童駅南アパート1号  | 天童市田鶴町四丁目13-17         | 同             | 1    | 同    | 66.5 | 27,800 | 32,900          | 38,000                     | 43,800                     | 43,800                     | 50,300                     |              |
| 同 天童南第3アパート4号 | 同 南町三丁目13-4            | 特定自治用<br>借付期間 | 1    | 3LDK | 70.1 | 31,400 | 37,200          | 42,900                     | 49,600                     | 49,600                     | 56,900                     |              |
| 同 中原アパート2号    | 東洋山郡中山町大平集 崎町1-2       | 一般用           | 1    | 3DK  | 69.4 | 27,800 | 32,800          | 37,900                     | 43,800                     | 43,800                     | 50,300                     |              |
| 同 東楼中央アパート3号  | 東楼市中央四丁目3-2            | 同             | 1    | 同    | 62.6 | 23,800 | 28,100          | 32,400                     | 37,500                     | 37,500                     | 43,000                     |              |
| 同 大石田アパート     | 北村山郡大石田町大平大石田甲 823-167 | 同             | 1    | 同    | 59.4 | 17,800 | 20,700          | 23,900                     | 27,600                     | 27,600                     | 31,700                     |              |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年10月4日から同月11日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成18年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成18年12月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                | 原 則  |          | 公 衆<br>戸 数 | 区 分           | 家 賃                         |                         |                             |                         |                             |                         | 金 額                         | 備 考    |                             |        |                          |     |
|-----------------|--------------------|------|----------|------------|---------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|--------------------------|-----|
|                 |                    | 住宅形式 | 坪単価<br>円 |            |               | 収入が<br>12万,000円<br>以下の者     | 収入が13,000円<br>以下<br>以下円 | 収入が13,000円<br>以下<br>以下円     | 収入が13,000円<br>以下<br>以下円 | 収入が13,000円<br>以下<br>以下円     | 収入が13,000円<br>以下<br>以下円 |                             |        | 収入が13,000円<br>以下<br>以下円     |        |                          |     |
| 県営美原アパ-<br>ト1号  | 鶴岡市美原町18<br>-1     | 3DK  | 74.2     | 1          | 一般用           | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 23,500                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 27,800                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 32,100                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 37,000 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 42,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |
| 同 川南アパ-<br>ト1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 2DK  | 51.2     | 4          | 同             | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 18,800                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 22,200                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 25,600                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 29,600 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 34,000 |                          | 準身可 |
| 同 東根アパ-<br>ト1号B | 同 東根町四<br>丁目15-21  | 3DK  | 64.2     | 1          | 同             | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 22,400                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 25,400                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 30,500                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 35,300 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 40,500 |                          |     |
| 同 3号A           | 同 15-22            | 同    | 62.6     | 1          | 同             | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 22,400                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 25,500                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 30,600                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 35,400 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 40,600 |                          |     |
| 同 海祥アパ-<br>ト1号C | 同 富士見町三<br>丁目2-118 | 同    | 69.2     | 1          | 同             | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 27,300                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 32,300                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 37,300                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 43,100 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 49,500 |                          |     |
| 同 2号D           | 同                  | 同    | 69.2     | 1          | 特定目的用<br>借付期間 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 27,700                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 32,700                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 37,800                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 43,600 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 50,100 |                          |     |
| 同 狩川アパ-<br>ト    | 東田川郡庄内町<br>狩川本山552 | 同    | 58.0     | 1          | 一般用           | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 16,700                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 19,800                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 22,800                  | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 26,300 | 収入が<br>13,000円<br>以下<br>以下円 | 30,300 |                          |     |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年10月5日から同月12日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成18年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成18年12月1日

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 正 誤  |                        | 正                                    |
|------------|--------------|------|------|------------------------|--------------------------------------|
|            |              |      | 行    | 誤                      |                                      |
| 平成18. 8.29 | 第1771号       | 1161 | 12   | 西置賜郡小国町大字河原角字城山310 - 1 | 西置賜郡小国町大字河原角字城山310 - 1（次の図に示す部分に限る。） |
| 同          | 同            | 同    | 17   | 「次のとおり」                | 「次の図」                                |
| 同 9. 8     | 第1774号       | 1187 | 下から5 | 第3条第1項第5号              | 第3条第1項第15号                           |

平成18年 9月29日印刷  
平成18年 9月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056